

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第一準備書面

令和3年6月8日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、被告準備書面(1)に対し、以下のとおり、反論等を行う。

- 第1 国家賠償請求訴訟（別訴）に関して・・・・・・・・・・2頁
- 第2 本サービスの位置付けなどについて・・・・・・・・・・2頁
- 第3 総務省が設置した「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」について・・・・・・・・・・4頁
- 第4 確認の利益について・・・・・・・・・・4頁

第1 国家賠償請求訴訟（別訴）に関して

1 原告は、本訴訟を提起した後、令和2年12月21日付けにて、本通知の発出（及び存在）により原告が被った損害についてその賠償を求める訴えを提起した（令和2年（ワ）第32232号国家賠償請求事件。民事第44部甲合議2A係。以下「別訴」という。訴状につき、甲16）。

2(1) 別訴につき、令和3年2月18日第一回口頭弁論期日が開かれ、原告は訴状を、被告は答弁書（甲17）を、それぞれ陳述した。

(2) 別訴につき、同年5月27日第二回口頭弁論期日が開かれ、被告は準備書面（準備書面(1)。甲18）を、原告は求釈明申立書（甲19）を、それぞれ陳述した。

被告は、上記準備書面において、「住基法の趣旨や同法が要請する本人確認手続の定めを前提とすると、現状の情報通信技術の進捗状況下において、住民票の写し等の交付に係るオンライン請求には、デジタル手続法総務省令4条2項本文以外の申請手続は想定されておらず、同項ただし書は適用することができないというのが、法の正当な解釈であるというべきである。したがって、本件通知2枚目の（答2）の第2段落において、住民票の写しの交付に係るオンライン請求にデジタル手続法総務省令4条2項ただし書が適用できない旨述べているところもまた、結論において正当なものといえる」（48頁19行目から26行目）などとして、本通知における法解釈の正当性について具体的に主張をしている。

(3) 別訴につき、令和3年8月26日第三回口頭弁論期日が予定されており、被告は同年7月8日までに上記(2)の求釈明に対する回答をなし、これも踏まえて、原告は同年8月6日までに反論書を提出することとされている。

第2 本サービスの位置付けなどについて

1 原告は、LINE 株式会社が提供するアプリケーション「LINE」を用いて、「役所のもう一つの窓口を LINE に開設する」とのコンセプトを具体化したサービ

スである「GovTech Express」を自治体（厳密には，自治体以外の行政機関も含む）に対して提供している（甲2，甲3，甲20）。

- 2 原告が，本訴訟においてその適法性を主張するところの本サービス（電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法ではなく，画像認証の方法により本人確認を行う方法により，住民票の写しの交付請求を LINE を利用して行うサービス）は，前記1の「GovTech Express」が有する機能の一部である。

換言すれば，「GovTech Express」を導入した自治体は，本サービスの機能を用いると判断をすれば，直ちに本サービスを利用することができる。この意味で，「GovTech Express」を導入した自治体においては，本サービスを利用することについて格別支障があるものではないものである（いふなれば，本サービスを利用するという“判断”をすればよいだけである。本サービスを利用するために一から契約をするといった局面では全くない。）。本サービスの位置付けについて，裁判所においても，よくよくご理解いただきたい。

なお，上述のとおり，本サービスは「GovTech Express」の中の一機能であり，本サービスそれ自体に別途の利用料は設定されていないが，本サービスを利用するには eKYC（electronic Know Your Customer）のオプション費用（利用料月額5万円（税別））と住民票に係る事務の担当課の職員向けライセンス費用（職員1名あたり月額4000円（税別））が必要ではある。

- 3 令和3年6月1日時点において，住民基本台帳を備える自治体のみをみても（つまり，都道府県や自治体以外の行政機関を除外しても），「GovTech Express」は，別紙のとおり，合計55の自治体において導入されている。

このうち，本サービスを利用しているのは，本通知が発出される契機となった渋谷区のみである。原告が複数の自治体に対して調査を行ったところ（現在も継続中），「GovTech Express」を導入しながらも本サービスの機能を用いていないのは，本通知が存在するためであるとのことである（次回期日までに，原告代表取締役の陳述書及び自治体から受領した調査票を提出する）。

第3 総務省が設置した「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」について

- 1 総務省は、令和3年度、「昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方を検討する」ことを目的として、「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を設置した（開催要綱について甲21、構成員名簿について甲22）。
- 2 本検討会の第一回会議は、令和3年6月1日に開催された（同月6日時点で議事概要は公表されていない。）。

第一回会議では、本検討会が取り扱うテーマについて確認がなされているところ、3つのテーマのうち一つが、「デジタル技術を活用した届出のあり方」であり、具体的な内容として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、非対面・非接触で様々な手続を完結できるようにするニーズが高まっており、原則、対面での処理が必要とされている住民基本台帳制度に基づく各種届出について、デジタル技術の活用など、デジタル時代に即したあり方を検討する。」とされている（同会議において配布された資料の一部として、甲23）。

- 3 本検討会は、総務省自治行政局住民制度課が担当する研究会等であり、本サービスが適法とされる方向の議論がなされるとは俄かには想定し難いが、ここでの議論内容については注視しているところでもある。

第4 確認の利益について

- 1 現時点において、被告は、（別訴と異なり）本訴訟においては、本サービスの適法性ないし本通知の違法性についての反論はせずに、本訴訟に係る訴え（本件通知違法確認の訴え及び本件地位確認の訴え）はいずれも確認の利益を欠く不適法なものであるとのみ主張して、その却下を求めている。
- 2 原告としても、本訴訟に係る訴えが適法とされるにあたっては、いわゆる確

認の利益が要求され、確認の利益が認められるためには、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合であることが必要であることそれ自体について、格別争うものではない。

他方、被告がいうところの、「公法上の当事者訴訟としての確認の訴えに係る即時確定の利益についていうと、即時確定の利益を肯定する余地があるものと解されているのは「法令の実施によって直接に具体的な法律上の地位の侵害が考えられるような場合」とされている」、「本件通知違法確認の訴え及び本件地位確認の訴えが適法と評価されるためには、原告に「法令の実施によって直接に具体的な法律上の地位の侵害」が生じる可能性が認められる必要がある」との主張については、原告は積極的に争う。原告は、本通知の発出及び存在により、原告が市町村に本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じているのであって、このことから即時確定の利益は認められると主張するものである。

- 3 前記第1で指摘したとおり、別訴において、被告は本通知の適法性（本サービスの違法性）について、裁判所に提出して陳述した書面において具体的に主張している。この意味においても、現時点において、本通知の適法性（本サービスの違法性）は、紛争として具体化・現実化しているといえる。また、前記第2で指摘したとおり、「GovTech Express」は多くの自治体において導入されているが、本通知の発出及び存在が理由となり、渋谷区以外の自治体においては、本サービスの機能が用いられるに至っていない。

被告は、本訴訟において、「技術的な助言」等を受けた普通地方公共団体は、当該助言等に従って事務を処理すべき法律上の義務を負わない。また、地自法247条3項は、普通地方公共団体が「技術的な助言」に従わなかったとしても、不利益な取扱いをすることを禁止している」（被告準備書面(1)24頁7行目から10行目）と主張し、さらに別訴においては一歩進んで、「技術的助言」は、「勧告」がなされる場合とも異なり、法律上の尊重義務を負うもの

でもない」(別訴における被告準備書面(1)(甲18)50頁10行目から12行目)とも主張する。

しかしながら、法律上の建前論と、事実上の実体論は別の話であり(原告としても、法律上の建前論は格別争ってはいない。)、本通知の発出及び存在により原告が市町村に本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じている以上、裁判所は確認の利益を肯定した上で、本案について判断を示す必要がある。原告が、あえて訴訟提起をしてまで争っているのは、本通知の発出及び存在が本サービスを提供することについての現に重大な支障となっているからにほかならないのであって、裁判所においては、このことを正面から受け止めていただきたい。

- 3 原告は、本通知の発出及び存在により、原告が市町村に本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていることの立証を補強するため、本日付けにて、原告代表取締役中嶋一樹の当事者尋問の申出を行う。

以 上

別紙

「GovTech Express」導入自治体一覧

(住民基本台帳を備える自治体に限定)

1	甲賀市	2 1	柏市	4 1	富岡市
2	広島市	2 2	神戸市	4 2	串間市
3	宇和島市	2 3	うきは市	4 3	大津市
4	伊勢市	2 4	東郷町	4 4	佐久穂町
5	新富町	2 5	戸田市	4 5	新上五島町
6	桑名市	2 6	佐久市	4 6	島原市
7	長岡京市	2 7	魚津市	4 7	五島市
8	座間市	2 8	読谷村	4 8	波佐見町
9	志木市	2 9	日出町	4 9	西海市
1 0	与那原町	3 0	狛江市	5 0	寝屋川市
1 1	和光市	3 1	森町	5 1	善通寺市
1 2	横須賀市	3 2	行方市	5 2	加西市
1 3	練馬区	3 3	さつま町	5 3	品川区
1 4	渋谷区	3 4	能勢町	5 4	養父市
1 5	和泉市	3 5	森町	5 5	勝山市
1 6	金沢市	3 6	五ヶ瀬町		
1 7	秩父別町	3 7	栄町		
1 8	秩父市	3 8	庄内町		
1 9	磐田市	3 9	西宮市		
2 0	香芝市	4 0	龍ヶ崎市		